

只見町「道の駅」基本計画策定業務
委託業者選定プロポーザルに関する提案仕様書

この提案仕様書は、只見町「道の駅」基本計画策定業務委託業者選定プロポーザル実施要領に基づき、必要な仕様を定める。

1. 業務の目的

只見町（以下「町」という。）は、ユネスコエコパークに登録されるなど、豊かな自然・文化・歴史などによる観光資源は豊富であるが、急激な少子高齢化・人口減少の進行は産業全般に影響を与えている。今後5年程度の間にはJR只見線の復旧や国道289号八十里越の開通が見込まれるなど、町を取り巻くインフラ環境は大きく変わろうとしている。そうした環境の変化を町の更なる発展に向けた起爆剤とすべく、地域活力の向上を図るため、「地域資源を活かした観光交流」と「地場産品を生かした地域振興」の拠点として道の駅の早期整備が求められている。

このことから「第七次只見町振興計画」で掲げる「働きがいのあるまちづくり」の実現に向けて、「道の駅」整備に向けた課題及び課題解決に向けた具体的な検討を行うため、只見町「道の駅」基本構想を踏まえた『只見町「道の駅」基本計画』を策定する。

（下記の参考資料参照）

※ 参考資料

- ①只見町「道の駅」基本構想
- ②只見町人口ビジョン
- ③只見町第七次総合振興計画（平成28年度～平成37年度）

2. 業務期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）までとする。

ただし、委託期間内に業務完了が困難な場合は業務受託者と協議調整する。

3. 業務に要する費用

- （1）事業費限度額 940万円（税込）

※参考見積書の金額が、業務に要する費用（事業費限度額）を超過した場合は失格とする。

- （2）費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、町は

契約金額以外の費用を負担しない。ただし、新たな町の要望事項については、この限りではない。

4. 各資料の交付

(1) 交付資料

- ① 只見町「道の駅」基本計画策定業務委託業者選定プロポーザル実施要領及び関係様式
- ② 提案仕様書
- ③ 只見町「道の駅」基本構想
- ④ 第七次只見町振興計画
- ⑤ 只見町人口ビジョン

(2) 交付場所

- ① 只見町役場 観光商工課 観光交流推進室
- ② 只見町ホームページにファイルを掲載

5. 企画提案及び提出

- ① 道の駅設置予定路線の現行交通量及び国道289号八十里越開通後の見込み交通量調査の実施
- ② 道の駅を利用されると想定される観光ツアー会社・輸送業者等に対してのニーズ調査の実施
- ③ (仮称) 只見町「道の駅」検討会(以下「検討会」という。)の会議開催支援(資料作成・修正、技術的指導、会議録作成)及び担当者への出席(6回程度開催予定)
- ④ 想定される道の駅の適正施設(建屋・駐車場)規模の検証と国県担当者との調整
- ⑤ 町及び検討会から提起された事項等に関して、合理的かつ魅力的な具現化を図るための検討及び提案
- ⑥ 各提案事項に関して関係法令等との整合性の確認及び活用が可能な国・県補助事業等の確認作業
- ⑦ 道の駅内に導入する機関・企業等との調整
- ⑧ 各種調査データに基づく総合評価・考察の実施
- ⑨ 町や検討会等の協議結果に基づくゾーニングの設定及び施設概要図(建屋外観イメージ・建屋内部イメージ・計画平面図)の作成、概算設計費の試算。
- ⑩ 道の駅の管理運営計画・事業収支計画の策定
- ⑪ 只見町「道の駅」基本構想及び上記①～⑩での検討結果を基にした只見町「道の駅」

基本計画（以下「基本計画」という。）の策定

- ⑫ 調査報告書の納品
- ⑬ 工程表（任意様式）
- ⑭ 業務に対する参考見積書（様式第9号）及び見積明細書（任意様式）

（2）提出部数

正本1部、副本10部

（3）作成要領

- ① 提出書類は、原則として日本工業規格A4判の用紙で作成すること。
また、印刷は片面のみとする。A4サイズ以外の用紙を使用する場合はA4サイズに折り込むこととし、A3判の用紙1枚をA4判用紙2枚としてカウントする。（イ）企画提案書の枚数は30枚以内とする。
- ② 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいもので10.5ポイント以上とする。
- ③ 各提案書類には、各ページ下中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
- ④ 提出書類には、書類内容が判別できるようインデックスを貼付した表紙を付け、A4判縦長ファイルに綴じること。

（4）提出期限

令和2年2月7日（金）午後5時とする。

（5）提出方法

持参又は郵送（宅配便可）により提出すること。

持参の場合の受付時間は、土曜、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

7 実施者及び担当課

実 施 者：福島県南会津郡只見町

担 当 課：只見町役場 観光商工課 観光交流推進室

住 所：〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地

電話番号：0241-82-5240

F A X：0241-82-5235

Eメール：suishin@town.tadami.lg.jp